

懇談テーマ1【車両からの空き缶等の投げ捨てについて】

平山地区において、県道48号線から県道52号線までの市道の交通量の増加と共に、車両からの空き缶、ペットボトルなどの投げ捨てが増加している。昨年から市道沿いに収集袋を設置し収集しているところだが、大変苦慮しているところである。

【回答】

空き缶やペットボトルなどの廃棄物を道路や空き地などに投げ捨てる不法投棄は犯罪行為であり、許されるものではない。全国的にもごみのポイ捨て問題は喫緊の課題であるが、客観的証拠や故意である証拠が揃わず、現実には現行犯でない限り、検挙が難しいようである。

生活環境課では、廃棄物監視指導員及び監視員の5名が毎日交代制で市内を巡回しており、当該路線を含めた佐久山地区については週に2回程度、不法投棄の監視のほか、道路上のポイ捨てごみの回収などを行っている。また、今回の情報をいただいたので、庁内で共有し巡回監視を強化しているところである。

当該路線には、既に「上郷の清流を守る会」が作成したポイ捨て禁止の看板が設置されているが、劣化により文字が見えにくくなっている。生活環境課で作成した、ごみの投げ捨てや不法投棄防止の啓発用立て看板を無料で貸出しているので、ぜひご利用いただきたい。

【再質問】

先月看板を撤去したが、文字が見えないことに加え、道路沿いの草刈りの際に看板が邪魔になるという事情もあった。個人的に、肥料袋をごみ袋の入れ物として道路沿いに設置しているが、袋自体にポイ捨て禁止の意思表示を分かりやすく記載できないかと考えている。また、投げ捨てられたごみの中に個人情報に記載された領収書やレシート等が含まれている場合、それにより捨てた人を特定し検挙できないか伺いたい。

【回答】

不法投棄物やごみについては、警察立会いのもと内容物を確認することがあり、住所や氏名等の特定情報があれば調査・特定は可能であり、その場合は直接指導も可能である。ただし特定できる情報がない場合は限定が難しく、直接指導は難しい。

ごみ袋の中に個人名の入った領収書等があり、誰が捨てたのか特定できる場合、警察への情報提供は可能かということについては、特定されれば、これまでも警察と連携して指導を行っているため可能である。

【再質問】

特定できる情報がある場合、警察に通報するのか。それとも行政へ連絡するのか。

【回答】

生活環境課に相談いただければ、警察と連携して対応するので、まずは生活環境課に連絡いただきたい。

【再質問】

以前、民地における不法投棄物は所有者が片付けるという説明を受けたが、これが原則

であるか確認したい。

【回答】

民地にある不法投棄物は原則として所有者が片付けることとなるが、量が多い場合等は市に連絡いただいたうえでボランティア袋等でクリーンセンターへ運んでいただく、という対応をお願いしている。

【再質問】

当地区では箒川入口から八幡様までの道路等で、5月と11月の一斉清掃の際に軽トラックいっぱいの空き缶やペットボトルが回収される状況である。看板の設置について、市で用意できるものはあるか伺いたい。

【回答】

生活環境課で不法投棄防止用の啓発看板を作成し、無償で貸し出している。必要数について相談いただければ提供することが可能である。

懇談テーマ2【自治会への参加について】

若い世代が自治会に参加できるための取り組みがあれば伺いたい。

自治会参加のメリットが分かりにくく、若い世代へのアピールができない。自治会や市の会合に参加する顔ぶれはベテランの方々が圧倒的に多く、世代交代が進んでいない現状が明らかである。ベテランの考えは尊重するが、将来を考えればやはり若い世代の考えや新しい発想が必要であると思われる。他県からの移住者が、「よそ者」に見られ不愉快な思いをしたという事例がある。このような風潮はごく限られたものとは思いますが、若い世代の自治会参加の障害になると思う。また5月は会合や研修が多く、開催日時もばらばらであるため、結果的に時間の余裕があるベテランの方の参加となる。これも世代交代の障害と思われる。

会合の動画配信やオンライン参加などを導入し、若い世代が参加しやすくすることを要望する。

【回答】

若い世代の自治会参加については、全国的に若年層の加入率が低下しており、地域コミュニティに対する関心の希薄化や社会環境の変化により、自治会活動への参加意識そのものが低下する傾向にあると認識している。

若い世代が自治会活動に参加しやすくするためには、若い世代の意見を取り入れながら、従来の活動形態にとらわれることなく、時代の変化に即した魅力ある活動へと転換していくことが重要であると考えている。また、各自治会において、会合日時の工夫やデジタルの活用などにより、役員の負担を軽減することも一つの方法と考えている。

市が開催する会議等のオンラインによる開催については、自治会長の皆様の負担軽減にもつながる有効な手法と考えられるため、開催環境の整備について検討を進め、導入が可能な会議から実施していく。

今後も、区長連絡協議会と連携しながら、若い世代が自治会活動に参加しやすい環境づくりに向けて、先進的な取組事例の情報収集と提供に努めていく。

【再質問】

自治会長には日々多くの案内が郵便で届くが、郵送には切手代・封筒代・印刷代等のコ

ストがかかる。そういったものからまずなくしていくのはどうか。メールアドレス等は市に提出済みと思われるため、メールをもっと活用してみてはいかがか。

【回答】

同様の意見を他地区の懇談会でも受けており、メール活用は市と自治会長双方の負担軽減につながると認識している。現在はメールでのやり取りには至っていないが、会議出欠の回答に二次元コードを用いる等、徐々にデジタル化を進めている。メールによる自治会とのやり取りについても課題として検討を進めていく。

懇談テーマ3【県道52号線の交通障害解消のお願い】

県道52号線（矢板・那珂川線）のニュー・セントアンドリュースゴルフクラブ入口先の道幅が狭いのは、市としても把握していると思うが、現状車同士のすれ違いができずあまりにも危険である。市としても工事の必要性を認識していると思われる。県道ではあるが、市として工事の計画などあるのか、わかっていることがあれば伺いたい。

【回答】

質問の箇所については、幅員が狭く、道路線形にも課題があることは認識している。道路管理者である県に確認したところ、当該箇所については、用地取得等における調整が困難であることから事業が休止しており、現在、工事の計画はないとのことであった。本市としては、当該箇所の通行の安全が確保されるよう、適正な維持管理を県にお願いするとともに、早期に事業が再開されるよう、引き続き県へ要望していく。

【再質問】

用地取得が困難ということは理解するが、危険な状況が続いている。佐久山方面から来る車線は狭くなっており、そこから強引に入られると、事故になりかねない。佐久山方面から来る狭い車線側に一時停止「止まれ」の標識を設置すれば、対向車線がスムーズに通行できるようになると思われるので、検討いただきたい。

【回答】

一時停止の設置は警察が所管するため、関係者と情報を共有していく。

懇談テーマ4【樹木による交通障害について】

県道52号線（矢板・那珂川線）から県道167号線（蛭田・喜連川線）を走行すると樹木が道路に覆いかぶさり、交通障害の危険がある。多くの地域で発生している事案と思うが、事故が起きる前に対応していただきたい。

先日、近くで樹木を伐採していた東京電力に確認したところ「電線にかかっているだけで当社が対応するが、かかっていなければ管轄外」とのこと。さらには「地権者に伐採の許可を得てからの実行」とのこと。問題解決には時間を要するようである。

該当箇所はかかっていない箇所が多く存在する。かかっていない箇所の対応はどうか、市として対応していただけるのか、申請すれば対応していただけるのか伺いたい。また、市道・県道に関係する箇所が変わるのか、併せて伺いたい。

【回答】

道路に隣接する土地から、樹木の枝や幹が路上へ張り出しているとの相談が増えている。樹木が路上に張り出すと、見通しが悪くなり、通行の妨げとなるだけでなく、交通事故につながるおそれがある。

また、路上に張り出した樹木が原因で交通事故が発生した場合、土地所有者が損害賠償責任を負う可能性がある。

樹木の管理義務は土地所有者又は管理者にあるため、市道に張り出している樹木の伐採や剪定については、電線への接触の有無にかかわらず、倒木等の緊急時を除き、市が直接行うものではない。このような問い合わせや情報提供があった場合には、必要に応じて所有者等に対して適切な管理をお願いしている。

なお、県道に関する事案について県に確認したところ、市道と同様の対応を行うとのことであった。

【再質問】

土地の境界を越えて張り出した枝について、強制的に伐採できる法整備があってもよいのではないかと。県道52号線大沢地区でも樹木が大きく張り出し、大型車だけではなく、普通乗用車においても、大きく膨らんで曲がってきて、危険な場合がある。

【回答】

強制的な法整備は難しい面があり、事象が発生する前に所有者へ早期の連絡・対応を依頼することが現状の対応となる。県道の状況が鬱蒼としている点については、県にもそのような意見が出ていることを伝える。

懇談テーマ5【空き家（廃屋）の対応について】

これまでも空き家に関する内容が懇談テーマとして出されている。管理されている空き家はあまり問題ではないと思うが、所有者がいても管理がされていない空き家（廃屋）、また相続放棄等により放置されている空き家（廃屋）などが点在している。これらの空き家（廃屋）に対する市の対応を伺いたい。

【回答】

佐久山地区については、令和5年度の市政懇談会にて危険な空き家1件について話をいただいたが、今年4月に、空き家所有者による自発的な解体となった。

管理されていない空き家の対応については、市民からの通報などで情報を得た後、現地確認を行った上で所有者を調査し、適正な管理を行うよう文書で通知している。

加えて、本年度着手する空き家等対策計画の見直しにおいて、更なる空き家の適正管理に向けたはたらきかけを進めるため、これまでの通知だけでなく、法に基づく指導・勧告や、土地の固定資産税にかかる軽減措置の解除を検討していく。

また、相続放棄により所有者がいない空き家については、対応に苦慮していることから、空き家所有者が存在するうちから、空き家に関する啓発の冊子を配布したり、相続手続き等に関して栃木県司法書士会と連携・協力体制を整えるなど、空き家の発生を予防する対策を講じている。

【再質問】

通学路にもなっている道路に面する廃屋があり、所有者不在で廃棄物のような物品が周囲に置かれている状況である。地域での対応も行政での対応もいずれも困難であり、倒壊

のおそれもある。今後の課題として検討いただきたい。

【再質問】

当自治会内にも道路沿いの空き家が1軒あり、もし道路側に倒壊し市道を塞いだ場合、その対応について伺いたい。

【回答】

市道を塞ぐ状況に至れば、道路管理者として速やかな撤去が必要となる。倒壊とならないように対応いただきたいが、所有者や管理者が不在の場合には対応が難しい面がある。

【再質問】

当該空き家の所有者は病気により施設に入所しており、家族もいない状況である。既に建物が崩れかかっており、もし市道を塞いだ場合は市の対応をお願いしたい。

【回答】

懇談会終了後に場所を確認させていただきたい。

その他

【質問】

農村地区において、外国人による「農機具を売らないか」という農機具買取りのポスティングが増加しており、屋敷内に無断で立ち入り名刺を機械にガムテープで貼付する事例がある。敷地に入られたくないため、行政でそういった業者向けに何か対応をとってもらいたい。着物や指輪の買付けを目的とした訪問もあり、高齢者への執拗な勧誘も見られる。そのような問題を解決する方法があれば伺いたい。

【回答】

市では消費生活センターに相談員が在籍しており、情報提供いただければ個別対応が可能であるため、懇談会後お話を聞かせていただきたい。

【再質問】

業者が屋敷内に立ち入り物品に名刺を貼付する行為が許されることなのか。週2、3回程度の頻度で訪問があり、言葉が通じないこともあり不愉快である。

【回答】

名刺等が挟まれていた場合の情報を後日提供いただき、生活環境課で内容を確認する。

【質問】

自治会のごみステーションが設置から約20年経過し、網や土台が老朽化している。1台10万から15万円程度の費用がかかるが、これに対する補助金や助成金はあるのか伺いたい。

【回答】

ごみステーションに関する市の補助金は現在ない。ただしネット（網）は無料で提供しているので、必要枚数を渡すことは可能である。

【再質問】

提供可能なネットはどのくらいの大きさなのか。周囲6 m程度の網が切れて、カラスが中に入ってしまったている。

【回答】

複数枚を重ねて使用する等、大きさに応じて提供可能である。

【意見等】

令和7年度に佐久山地区内において、道路舗装、路側帯表示、市道改修等を実施いただいたことに感謝申し上げます。路側帯やセンターラインの整備は運転のしやすさに直結するため、引き続き佐久山地区への対応をお願いしたい。